

奈良県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十二号

奈良県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例

(奈良県児童福祉施設条例の一部改正)

第一条 奈良県児童福祉施設条例(昭和五十年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中			
	「		
	<table border="1"><tr><td>知的障害児施設</td><td>盲ろうあ児施設</td></tr></table>	知的障害児施設	盲ろうあ児施設
知的障害児施設	盲ろうあ児施設		
	」		
	を		
	<table border="1"><tr><td>障害児入所施設</td></tr></table>	障害児入所施設	
障害児入所施設			
	」		
	に改める。		

第二条第一項中「法」を「児童福祉法」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同条第二項中「法第二十四条の二第二項」を「児童福祉法第二十四条の二第二項第一号」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に改め、同条第三項中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、「短期入所」の下に「並びに同条第十二項に規定する障害者支援施設として行う同条第七項に規定する生活介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援」を加え、同条第四項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

(奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第二条 奈良県総合リハビリテーションセンター条例(昭和六十三年三月奈良県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「肢体不自由児施設、知的障害児通園施設及び盲ろうあ児施設として、肢体不自由児、知的障害児及び難聴児に対し、その障害に応じた療育訓練等」を「児童発達支援センターとして、次の事業」に改め、同号に次のように加える。

ア 児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第三項に規定する医療型児童発達支援を行うこと。

イ 児童福祉法第六条の二第五項に規定する保育所等訪問支援を行うこと。

ウ 児童福祉法第六条の二第六項に規定する障害児相談支援を行うこと。

第二条第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 障害者自立支援法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者として、同法第五条第十七項に規定する計画相談支援及び同条第十八項に規定する基本相談支援を行うこと。

第二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 重症心身障害児に対し、児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援を行うとともに、障害者自立支援法第三十六条第一項に規定するサービス事業所として、重症心身障害者（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者をいう。以下同じ。）に対し、生活介護を行うこと。

第三条第四項中「前条第二号」の下に「又は第五号」を、「事業（」の下に「同条第二号にあつては」を加え、「除く」を「除き、同条第五号にあつては重症心身障害児に係るものに限る。次項第一号において同じ」に改め、「利用」の下に「又は事務」を、「使用料」の下に「又は手数料」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 前項の使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第二号又は第五号に規定する事業（同条第二号ウに規定する事業を除く。

）に係るもの 児童福祉法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第一項に規定する指定通所支援に要した費用（同項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）

二 前条第二号ウに規定する事業に係るもの 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第一項各号に規定する指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）

第三条第六項中「前条第三号」の下に「から第五号まで」を、「事業」の下に「同条第四号にあつては計画相談支援に係るもの限り、同条第五号にあつては重症心身障害者に係るものに限る。次項において同じ。」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第三号又は第五号に規定する事業に係るもの 障害者自立支援法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第一項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）

二 前条第四号に規定する事業に係るもの 障害者自立支援法第五十一条の第十七項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第一項各号に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）

第七条第二項中「第七項」を「第七項第一号」に改める。

（奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正）

第三条 奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成十八年三月奈良県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「第百四条」の下に「（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、「法及び」を「障害者自立支援法及び」に改め、「（平成十八年政令第十号）」の下に「、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）」を加える。

第二条第一項中「法第九十七条第一項」を「障害者自立支援法第九十七条第一項及び児童福祉法第五十六条の五の五第一項」に改め、「審査請求」の下に「（以下「審査請求」という。）」を加え、同条第二項中「法第九十七条第一項の」を削る。

第四条中「法第百三条第一項」を「障害者自立支援法第百三条第一項（児童福祉法第五十六条の五の五第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（奈良県児童福祉施設条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行後において第一条の規定による改正前の奈良県児童福祉施設条例第

二条第一項及び第三項の規定により支払わなければならない使用料については、なお従前の例による。

（奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行後において第二条の規定による改正前の奈良県総合リハビリテーションセンター条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第三条第四項の規定により支払わなければならない使用料及び改正前の条例第七条第一項の規定により支払わなければならない利用料金については、なお従前の例による。

（奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第三条の規定による改正前の奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例に規定する奈良県障害者介護給付費等不服審査会並びにその会長及び委員は、同条の規定による改正後の奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例に規定する奈良県障害者介護給付費等不服審査会並びにその会長及び委員となり、同一性をもって存続するものとする。